

<興行場施設 衛生管理>

	項目	根拠法令
公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止等	①入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない ②営業者又は興行場の管理者は、①の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない	法第4条
入場者の衛生に必要な措置の基準	定員を超える数の者を入場させないこと	市条例第3条
	1日1回以上清掃し、常に清潔にすること	市条例第3条
	1日2回以上興行を行う場合は、前興行の終了後10分以上の休憩時間を設け、十分な換気を行うこと	市条例第3条
	入場者に喫煙所以外の場所において喫煙させないこと	市条例第3条
	伝染性の疾病にかかっている者を業務に従事させないこと	市条例第3条